

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会規約

（目的及び設置）

第1条 登戸土地区画整理事業（以下「事業」という。）の換地処分後の住所について、新たな町名や地番を変更する（以下「住所変更」という。）必要があることから事業地区内において地域住民等の意見を反映した町名及び町界を決定するため、登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）住所変更に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- （2）その他住所変更を検討するにあたり必要な事項

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（組織）

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）事業地区を区域に含む町会から最大3名の代表者
 - （2）事業地区外の登戸連合町会の町会から最大3名の代表者
- 2 委員の任期は、原則2年とする。

（アドバイザー）

第5条 委員会には、アドバイザーを置くことができる。

- （1）アドバイザーは、登戸土地区画整理事業まちづくり推進協議会をもって充てる。
- （2）アドバイザーは、必要に応じ委員会の検討事項について意見を述べることができる。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。
- 5 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見の照会等を行うことができる。
- 6 委員は、会議に出席できないときは、代理人を指定し、出席させることができる。

（書面決議）

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、賛否の意を表すべき期間を定め、書面により決議することができる。この場合において、前条第3項の規定を準用する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、まちづくり局登戸区画整理事務所が行う。

（委任）

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年6月21日から施行する。